

SGEC 分別・表示事業体審査報告書

株式会社小野木材

平成20年3月

(社)全国林業改良普及協会

目 次

I. 株式会社小野木材の概要

II. 審査経過・写真

III. 株式会社小野木材の審査における判定事由書

IV. 添付資料（主な確認資料）

V. 審査判定表

I 株式会社小野木材の概要

1. 申請者名称・所在地 株式会社小野木材 代表取締役 小野 裕
宮崎県東諸県郡綾町大字南俣 689 番地
2. 認定事業体 株式会社小野木材
3. 事業内容・業種 製材、木製品販売

4. 株式会社小野木材の沿革・概要

株式会社小野木材(宮崎県東諸県郡綾町)は、昭和 22 年に製材所として個人創業され、昭和 26 年に合名会社・小野商店となり、平成 5 年に株式会社小野木材として改組された。昭和 60 年には、木材加工場及び集成材工場が新設されている。

創業以来約 60 年間にわたって、綾町内において持続的に、製材製品・燻煙乾燥木材・集成材及び住宅資材・建材の販売等を行っている。

【沿革・概要】

- | | |
|--------------|---|
| 昭和 22 年 4 月 | 綾町にて小野正治、製材所を創業 |
| 昭和 26 年 12 月 | 法人組織に改組、合名会社 小野商店
代表社員 小野正治 資本金 50 万円
また工場を移転、増設し現在に至る。
(土地 11, 550 m ² 、建物 2, 200 m ²) |
| 昭和 60 年 3 月 | 集成工場及び木材加工工場を新設
(建物 1, 700 m ²) |
| 平成 5 年 6 月 | 株式会社小野木材に改組
代表取締役 小野 裕 就任 資本金 1000 万円 |
| 平成 12 年 4 月 | 燻煙乾燥木材生産販売 |
| 平成 18 年 1 月 | 販売部を綾町内に独立 |

【資本金】 1,000万円

【原木消費量】 5,800 m³

【年商】 285,000千円

【従業員数】 16人

【原木の主な仕入れ先】 原木市場、素材生産業者

【製品の主な販売先】 アイ・ホーム（株）、王子木材緑化（株）
（株）センダハウス

【加盟団体】 宮崎県木材協同組合連合会
宮崎中央製材事業協同組合
宮崎地区燻煙乾燥プレカット事業協同組合

【木材・木製品の年間取扱実績】

（平成19年1月1日～平成19年12月31日）

原木（原料）入荷量 5,800 m³

製品出荷量 5,690 m³

（うち製品仕入2,016 m³）

5. 分別・表示管理体制の確立

「認証林産物の分別・表示管理方針書」を定めており、「SGEC認証森林から産出された認証林産物とそれ以外の林産物が受入、保管、加工、出荷の各段階で混在しないよう、分別・表示管理する責任者を設置し管理体制を確立するとともに、伝票など帳票類を作成・保存し認証林産物の普及・PRに努める」こととしている。

なお、別に「認証林産物の生産・出荷計画図」及び「SGEC分別・表示管理体制図」を定め、適正に認証林産物の分別・表示管理を実施するための体制を取っている。

Ⅱ. 審査経過・確認資料一覧・写真

1. 株式会社小野木材の審査経過

株式会社小野木材の審査は、(社)全国林業改良普及協会認証審査センターの児島裕、野田昭一、鳥越貞雄、宇佐美均の4名が下記のとおり行った。

【審査申込】

平成20年1月29日／審査申込

(内 容)

1. 全林協の審査手順についての説明
2. 審査申込書の受付
3. 分別・表示確認資料の説明

【認定審査】

2月9日／書類確認及び現地確認

(場 所)

(本社事務所・原木置き場・製材所)

(審査員)

(社)全国林業改良普及協会認証審査センター 鳥越貞雄、宇佐美均

(出席者)

株式会社小野木材	代表取締役	小野 裕
	専務取締役	平岡 始

(内 容)

1. 提出された書類及び資料の説明を受け、修正事項等の確認を行った。
2. 事務所において事業の概要、現行の原木の購入、製材における木材の流れ・管理の仕組み等について、更に事業体認定を取得した後の分別・表示の考え方や管理方針、認証林産物の生産・出荷管理計画、分別・表示管理体制等について説明を受け、併せて関連資料の審査を行った。
3. 株式会社小野木材事務所及び原木置き場、製材所において、認証材置き場、工程、製品の分別状況を確認した。

3月21日／審査委員会

(場 所)

東京都港区赤坂 1-9-13 三会堂ビル会議室

(委員名)

元東京大学教授・農学博士	山根 明臣
元東京農業大学教授・農学博士	河原 輝彦
木構造振興株式会社専務取締役・農学博士	西村 勝美
東京農工大学教授・農学博士	土屋 俊幸
(社)日本育種協会理事長	真柴 孝司

(事務局)

(社)全国林業改良普及協会専務理事	渡辺 政一
同 認証審査センター	児島 裕
同 認証審査センター	野田 昭一

(内 容)

1. 現地確認審査の結果を報告するとともに、SGEC の定める「認定審査」基準事項に基づき設定した「審査要件」について審査内容を説明した。
2. 提出資料、各作業の現地写真及び各作業の工程管理の仕組み、審査判定表による判定の内容等からいって、申請者は認定に値する事業体であるものと認められた。

(主な確認資料)

- ・ S G E C 認証林産物の分別・表示管理体制図
- ・ S G E C 認証林産物分別・表示管理計画図
- ・ 施設・加工場配置図
- ・ S G E C 認証林産物分別・表示管理方針書
- ・ 第 24 期決算報告書
- ・ 見積書・納品書等伝票・帳票類
- ・ 小野木材株式会社 HP : <http://www.onomokuzai.com/index.html>

Ⅲ. 株式会社小野木材の審査における判定事由書

SGEC の定める「認定審査」基準事項に基づき、「株式会社小野木材審査判定表」の 10 項目を審査要件とした。

これら「審査要件」に基づいた「審査判定」を行い、審査委員会に諮ったところ、株式会社小野木材は、認定に値する事業体であるとして判定された。

なお、審査委員会により、下記の「向上目標」が付記された。

【向上目標】

1. 認証林産物の分別・表示管理の徹底を図るため、関係職員に対し、分別・表示管理に関する十分な教育・研修を図ること。
2. 認証林産物の取り扱いに関する記録類の保存に努めること。

基準 1 経営の健全性

1-1 / 妥当である 持続的に事業活動を行いうる事業体であること。

株式会社小野木材(宮崎県東諸県郡綾町)は、昭和 22 年に製材所として個人創業、平成 5 年に株式会社小野木材となった。昭和 60 年に木材加工場及び集成材工場が新設されている。人の健康の問題から、木材の良さの P R を自社ホームページ等で積極的に行い、宮崎県産材の需要拡大に寄与している。

創業以来約 60 年間にわたって、綾町内において持続的に、製材製品・燻煙乾燥木材・集成材及び住宅資材・建材の販売等を行っている。

1-2 / 妥当である 経営指標に照らし、財務状態が健全であること。

決算報告等により、財務状況を確認したところ、経営状態は安定していると判断した。

基準 2 認証林産物取扱の業態

2-1 / 妥当である

認証林産物を取り扱う事業体として、事業目的および内容が適合していること。

株式会社小野木材が取り扱う木材は、宮崎県産スギ材であり、適切な品質管理のもと、高品質な部材を生産し、地域の工務店・ハウスメーカーに供給しており、SGEC 認定事業体としての事業目的は適合している。

2-2 / 妥当である

認証森林所有者・管理者または認定事業体と反復継続して取引関係にあること。

今回の SGEC 認定事業体への取組は、先に SGEC 認証森林として認証され、取引先でもある「宮崎県東諸県県有林」「山三ツリーファーム」他の宮崎県内の認証森林を想定してのことであり、SGEC 森林認証材のブランド化の取組に共感しての取り組みで、今後さらに連携を強めていくためのものである。

2-3 / 妥当である

認証林産物の普及および利用促進、新たな用途開発について意欲的であること。

SGEC 認定事業体認定の取得を契機に、地域のハウスメーカー・大工工務店と連携を深め、一般消費者への認証材に対する関心を高め、地域の認証林産物を求める顧客獲得を意図している。

基準 3 分別・表示管理運営の体制

3-1 / 妥当である

認証林産物の分別・表示管理に係る計画を立てていること。

株式会社小野木材では、認証材の「管理体制」及び「SGEC 分別・表示管理方針書」を定めており、運用にあたっては、SGEC 認証林産物と非認証の他の林産物が受入、製材、乾燥、加工の各段階で混在しないよう、管理責任者及び部門ごとの管理担当者を設置して、管理にあたることとしている。

3-2 / 妥当である

認証林産物の分別・表示管理を行う体制が整っていること。

株式会社小野木材には、適切な広さの土場があるとともに、明確な分類が可能な製品保管庫、倉庫を備えており、管理体制図に基づき、代表取締役を「統括責任者」とした分別・表示管理体制を整えている。

3-3 / 妥当である

分別・表示管理を担当する管理責任者を設置していること。なお、管理責任者に適正な研修を行っていること。

「SGEC 認証林産物の分別・表示管理方針書」により「管理担当者に対する研修は、新規就労時及び配置換え時に必ず実施するが、必要に応じて随時行う」こととしている。

3-4 / 妥当である

伝票など帳票類を作成・保存すること。なお、認証林産物と非認証林産物のコード番号は明確に区別すること。

現地確認により、伝票などの帳票類は適正に管理・保管されていることを確認した。

認証林産物と非認証林産物との番号を明確に区別することとしている。

3-5 / 妥当である

定期的に棚卸記録などにより、保管数量の管理を行うこと。

現地確認により、原料及び製品などについて定期的に棚卸を行っていることを確認した。

なお、伝票などの帳票類を保存し、認証林産物の流通・情報の交換、開示に備えることとしている。

IV. 添付資料（主な確認資料）

（主な確認資料）

- ・ S G E C 認証林産物の分別・表示管理体制図
- ・ S G E C 認証林産物分別・表示管理計画図
- ・ 施設・加工場配置図
- ・ S G E C 認証林産物分別・表示管理方針書
- ・ 小野木材株式会社 HP : <http://www.onomokuzai.com/index.html>